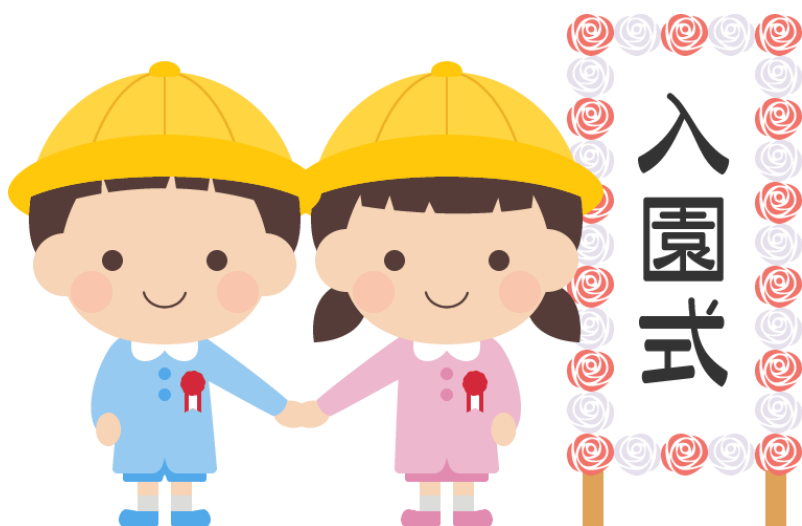


令和7年度

認定こども園入園申込のご案内



岩 泉 町

1 認定こども園とは

認定こども園は、保育園と幼稚園の機能を併せ持つ施設です。

3歳に満たないお子様については、保護者が就労や病気などにより、日中にお子様の保育ができない場合に保護者に代わってそのお子様を保育します。

また、3歳以上のお子様については、保護者が日中にお子様の保育ができる・できないに関わらずお預かりし、幼児教育・保育を行います。

岩泉町の認定こども園では、年齢毎に同じ保育室内で幼児教育・保育を行っていますが（※クラスの人数により、合同または2クラスになる場合があります。）、保育の必要性の有無等により、利用できる時間が異なります。



2 施設利用のための認定制度について

認定こども園などの施設を利用する場合には、あらかじめ認定の申請をして、利用のための認定を受けたうえで、入園の申し込みを行うことになります。

岩泉町では、認定申請書が入園申込書を兼ねていますので、認定の申請と入園の申し込みを同時に行うことができます。

認定の区分は、次のとおりです。

○認定区分と利用先

認定区分	対象となる子ども	利用先
1号	3歳以上児で、2号認定に該当しない子ども	認定こども園（幼稚園機能）
2号	3歳以上児で、保護者の就労や病気などで保育を必要とする子ども	認定こども園（保育園機能）
3号	3歳未満児で、保護者の就労や病気などで保育を必要とする子ども	認定こども園（保育園機能）

○保育必要量

2号認定・3号認定の子どもは、保護者の就労の状況に応じて利用できる保育時間が決まります。利用できる時間を超えて利用することも可能ですが、別途料金がかかります。

保育必要量区分	1か月の就労時間	利用できる時間
保育短時間	48時間以上 120時間未満	7:30～16:00
保育標準時間	120時間以上	7:30～18:00

3 岩泉町内の認定こども園

岩泉町には3箇所の認定こども園があり、それぞれの概要は次のとおりです。

○岩泉町内の認定こども園

名 称	場 所	認定区分ごとの定員		電話	運営
いわいづみこども園	岩泉字三本松7-6	1号認定子ども	25人	31-1177	公営
		2号認定子ども	57人		
		3号認定子ども	38人		
こがわこども園	門字町32-6	1号認定子ども	9人	25-4128	公営
		2号認定子ども	30人		
		3号認定子ども	21人		
おもとこども園	中島字長内212-1	1号認定子ども	9人	28-2134	公営
		2号認定子ども	30人		
		3号認定子ども	21人		

※定員は変更になる場合があります。

4 認定こども園を利用可能な年齢

岩泉町の認定こども園では、保護者の就労や病気などで保育を必要とする子どもについて、月齢8か月から利用が可能です。

また、母親が専業主婦であるなど、保護者が保育可能な場合にも、4月1日時点で満3歳以上の子どもについては、認定こども園の幼稚園機能を利用できます。

5 認定こども園の利用時間（1日の流れ）

各施設の利用時間は、概ね次のとおりとなります。

保育園機能		幼稚園機能
2号・3号認定子ども (保護者の就労や病気などで保育を必要とする子ども)		1号認定子ども (3歳以上児で保護者が 保育可能な子ども)
保育標準時間 (保護者がフルタイム 勤務などの場合)	保育短時間 (保護者がパートタイム 勤務などの場合)	
登園 7:30～9:00 (月～土※)	登園 7:30～9:00 (月～土※)	登園 8:00～9:00 (月～金)
教育・保育時間 9:00～16:00 (月～土※)	教育・保育時間 9:00～16:00 (月～土※)	教育時間 9:00～13:00 (月～金)
降園 16:00 (月～土※)	降園 16:00 (月～土※)	降園 13:00 (月～金)
居残り保育 (追加料金無し) 16:00～18:00 (月～土※)	時間外保育 (追加料金有り) 16:00～18:00 (月～土※)	預かり保育 (追加料金有り) 13:00～16:00 (月～金)
延長保育 (追加料金有り) 18:00～19:00 (月～金)	延長保育 (追加料金有り) 18:00～19:00 (月～金)	

※土曜日は休日出勤などで保育を必要とするご家庭のみの利用となります。また事前に申し込みが必要です。

※時間外保育：日額300円、延長保育：日額300円、預かり保育：日額700円です。

6 給食

給食は、2歳児のクラスまでは完全給食です。

3歳以上児のクラスは副食給食となりますので、主食(ご飯)をお持ちください。



7 保育の必要性の認定基準

保護者が次のいずれかに該当する場合には、2号または3号の認定を受けて、夕方までの利用が可能です。

- (1) 昼間に居宅外で就労していることを常態としている場合（1か月あたり48時間以上就労している必要があります。）
- (2) 昼間に居宅内で当該子どもと離れて日常の家事以外の就労をすることを常態としている場合（1か月あたり48時間以上就労している必要があります。）
- (3) 妊娠中であるかまたは出産後間もない場合（産前3か月、産後6か月を上限とします。）
- (4) 疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神若しくは身体に障がいを持っている場合
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある親族、または精神もしくは身体に障がいをする親

族を常時介護している場合

(6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合

(7) 求職活動をしている場合（3か月を上限とします。）

(8) 保護者が就学する場合（職業訓練校等における職業訓練も含みます。）

(9) 虐待やDVのおそれがある場合

(10) 育児休業取得時に既に入園している子どもがいて、継続利用が必要であると町が認める場合

(11) 町長が認める前各号に類する状態にある場合

申込みの際、両親と同居の祖父・祖母は、これらの事情について確認します。（これらの事情が消滅した場合、認定区分が変更になるか、入園ができなくなります。）

8 入園申込時の提出書類について

(1) 教育・保育給付認定申請書兼入園申込書（入園を希望するお子様1人につき1部）

(2) 保育を希望する方は、保育を必要とする理由を確認できる書類

※幼稚園機能の利用を希望する方は添付不要です。

◆ 就労の場合：保護者の就労状況を確認する書類

- ・お勤めの方は「就労（予定）証明書」
- ・自営、農林業などの方は「自営業就労申立書」
- ・求職中の方は「求職活動申告書」

◆ 妊娠・出産の場合：出産の前後であることを確認する書類

- ・母子手帳の写し（母親の氏名及び出産予定日がわかるようにコピーをとってください。）

◆ 疾病の場合：疾病者であることを確認する書類

- ・「診断書」（※様式が必要な方は申し出てください。）

◆ 介護の場合：介護していることを確認する書類

- ・「介護申告書」（※様式が必要な方は申し出てください。）
- ・「診断書」（※様式が必要な方は申し出てください。）

◆ その他の理由の場合：その理由を証明する書類。

申請書類・様式は町ホームページからもダウンロードできます。

4月からの入園申し込みは、令和6年12月2日（月）から令和6年12月27日（金）まで、役場健康推進課、各認定こども園、役場各支所で受け付けます。入園の決定は、令和7年1月下旬頃を予定しています。

また、令和7年5月以降に入園する場合には、入園を希望する月の前々月末日までに申し込んでください。

9 保育料について

令和5年7月から、岩泉町内に居住する全ての園児の保育料が無償となりました。

それぞれの認定区分で定められた利用時間を超過する場合は、特別保育料（延長・時間外・預かり・休日）が発生しますので、翌月に送付される納付書でお支払いください。

10 その他のサービス

（1） 地域子育て支援拠点事業

各認定こども園に併設している「子育て支援センター」では、0歳から就学前までのお子様とその家族を対象に、交流・相談・子育て情報の提供・各種イベントなどを実施し、子育てを応援しています。

（2） 一時保育

「子育て支援センター」内に、認定こども園に入園していないお子様を対象に、就労・病気・冠婚葬祭などで保護者が一時的に家庭で保育できない場合や、育児疲れを解消したい場合などに、代わりに保育する事業です。

利用する場合には、利用を希望する日の1週間前までに「一時保育登録票」（初回のみ）と「一時保育申込書」を提出してください。（1週間あたり最大3日まで、1時間当たり300円のご利用となります。）



◆◆ 各施設連絡先一覧 ◆◆

○認定こども園

いわいずみこども園・・・・・・・・・31-1177

こがわこども園・・・・・・・・・25-4128

おもとこども園・・・・・・・・・28-2134

○岩泉町子育て支援センター・・31-1177

◆お問い合わせ

健康推進課 子育て支援室（本庁舎2階）

〒027-0595 岩泉町岩泉字惣畑59-5

電話：22-2111（内線221）、FAX：22-3562

